

平成29年度（2017年度）

～海外販路開拓のために新たに雇用する人材の人件費の一部を助成します！～
「海外販路開拓のための人材活用促進事業費助成金」
募集のご案内

<申請受付期間:平成29年 12 月 22 日(金)17:30まで(必着)>

※申請受付後、随時審査。予算が無くなり次第申請受付を終了します。

NICO（公益財団法人にいがた産業創造機構）では、県内企業が海外販路開拓により売上・利益・雇用を拡大する取組を支援するため、海外販路開拓のためのマーケティング及びマネジメント能力等を有する人材の新規雇用に係る人件費の一部を助成します。

1 助成金の概要

対象事業者	以下の要件をすべて満たす者 ①県内に主たる事業所を有する者 ②中小企業者（※1） ③製造業を営む者（※2）
対象経費	海外販路開拓のためのマーケティング及びマネジメント能力等を有する人材の新規雇用に係る人件費 （注）助成対象人件費の年間下限額は600万円とします。
対象期間	3か年度以内（助成決定日から平成32年3月31日まで）
助成率	1／4以内
助成限度額	250万円／年

※1：「中小企業者」の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

※2：「製造業を営む者」の定義

詳細は助成金交付要綱の別記1の対象業種をご確認ください。

2 申請方法

交付申請書、実施計画書を作成し、必要書類を添付して郵送または持参で提出してください。
《申請書様式はNICOホームページ（<http://www.nico.or.jp/>）からダウンロードできます。》

3 助成事業の決定方法

- (1) 提出書類に基づき、申請内容に関するヒアリング・書類審査を経て、審査会でプレゼンテーションを行っていただきます（プレゼンテーションの日程は別途通知します）。
- (2) 計画の実効性、目標達成の可能性等を総合的に審査し、採否を決定します。
- (3) 審査結果は、申請受付から概ね4～5週間後に文書で通知します。

4 注意事項

- (1) 対象経費は、正規雇用（期間の定めのない雇用）に係る人件費に限ります。
- (2) 交付決定日より前に雇用した場合は助成対象となりません。
- (3) 人件費を対象とする他の公的支援制度との併用はできません。
- (4) 応募にあたっては、所定の応募書類に必要事項がすべて適切に記載されていない、決算書等の写しが添付されていない場合は、不採択とします。
- (5) 提出された応募書類は、公益財団法人にいがた産業創造機構が保管し申請者には返却いたしません。
- (6) 申請受付後、随時審査を行い、採択の可否を決定するため、予算が無くなり次第申請受付を終了します。
- (7) 採択となった場合、原則として、対象事業者名、代表者名、所在地、事業テーマ、事業概要を公表します。
- (8) 不採択になった場合でもその理由についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

参考

【助成額の例1】年間人件費600万円の場合

〔平成29年度・30年度・31年度〕：各150万円（600万円×1／4）

【助成額の例2】年間人件費1000万円の場合

〔平成29年度・30年度・31年度〕：各250万円（1000万円×1／4）

【助成額の例3】年間人件費1200万円の場合

〔平成29年度・30年度・31年度〕：各250万円（上限250万円のため）

※申請前にまずはNICOまでご相談ください！

【お問い合わせ・申請書の提出先】

公益財団法人にいがた産業創造機構 販売戦略チーム

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階

電話：025-246-0063 E-mail：trade@nico.or.jp